

事務総局会議（第17回）議事録

日時	平成29年6月6日（火）午前10時00分～午前11時07分
場所	総局会議室
出席者	今崎事務総長、中村総務局長、堀田人事局長、笠井経理局長、平田民事局長兼行政局長、平木刑事局長、村田家庭局長、徳岡秘書課長兼広報課長、安東情報政策課長、門田審議官
議事	<p>1 裁判の迅速化に係る検証結果の第7回公表について 門田審議官説明（資料第1）</p> <p>2 裁判所法82条に基づき裁判所の事務の取扱方法に対して最高裁判所に申出がなされた不服の専決処理状況の報告について 中村総務局長説明（資料第2）</p> <p>3 民法（債権関係）改正について 平田民事局長兼行政局長説明</p> <p>4 檢察審査会事務局長研究会の開催について 平木刑事局長説明（資料第3）</p>
結果	<p>◎ 裁判官会議付議 1, 3</p> <p>◎ 了承 2, 4</p>
秘書課長 徳岡	

(平成29.6.6 審議官室)

裁判の迅速化に係る検証結果の第7回公表について

(配布資料目録)

【資料1】 裁判の迅速化に係る検証に関する報告書（概要）

【資料2】 裁判の迅速化に係る検証に関する検討会委員名簿

平成29年7月

裁判の迅速化に係る 検証に関する報告書

(概要)

最高裁判所事務総局

1 はじめに（第7回迅速化検証結果の公表に当たって）

裁判の迅速化に関する法律（平成15年法律第107号。以下「迅速化法」という。）が施行されて14年が経過した。この間、最高裁判所は、同法8条1項に基づき、裁判の迅速化に係る検証（以下「迅速化検証」という。）に関する報告書を、平成17年7月から平成27年7月まで、2年ごとに6回にわたり公表した。これら各回の報告は、一連一体となって裁判の迅速化に係る総合的、客観的かつ多角的な検証の結果（迅速化法8条1項）を示すものである。

第1回から第5回までの検証では、それぞれその時期の最新の統計データを用いて審理期間等の状況を検証するとともに、統計データや実情調査等に基づき長期化要因を分析・検討し（第3回報告書）、それを解消するための施策を提示したほか（第4回報告書）、紛争や事件の動向に影響を与える社会的要因の分析・検証（第5回報告書）を行うなどした。こうして迅速化法の施行後10年の節目を迎える、迅速化法附則3項に基づき、政府（法務省）において「裁判の迅速化法に関する検討会」が開催されたが、そこでは、迅速化法の基本的枠組みの必要性・重要性は変わらず、最高裁判所によるこれまでの検証結果の公表の在り方は今後も維持されるべきであり、最高裁判所において検証が引き続き行われることが期待されるなどとされた。

最高裁判所は、この検討結果も踏まえた上で、引き続き迅速化検証を続けていくこととし、第6回以降の検証は、第5回までの10年の検証結果を前提に、統計データの分析を中心としつつ、これまでの検証結果をフォローアップする形で実施することとした。

第7回の迅速化検証においても、この方針に従い、統計データの分析については、これまでの検証と同様、地方裁判所における第一審訴訟事件及び家庭裁判所における家事事件等について、最新の統計データを用いて審理期間等の状況の検証を行うなどした¹。これに加えて、民事第一審訴訟事件及び家事事件については、これまでの検証結果をフォローアップする目的で、裁判所及び弁護士会に対する実情調査を実施し、その分析を行った（主として、民事第一審訴訟事件については、争点整理における裁判所と当事者との間の認識共有、合議体による審理の活用などを、家事事件については、調停における裁判官関与と調停成立等との関係や、調停不成立後の審判や人事訴訟との関係といった家庭裁判所における手続全体としての迅速化という観点も踏まえた充実した家事調停の運営の在り方などを取り上げている。）。

¹ 本報告書において分析に利用した統計データは、平成29年4月15日現在のもの（なお、第6回報告書で報告した以降に統計データが修正された場合には、修正後の統計データを掲記する。）、特に明記しない限り、平成28年（1月から12月）の既済事件を対象としている。統計データは、これまでの報告書と同様、審級ごとに、当該審級において事件が終局すると作成される「事件票」に基づいている。

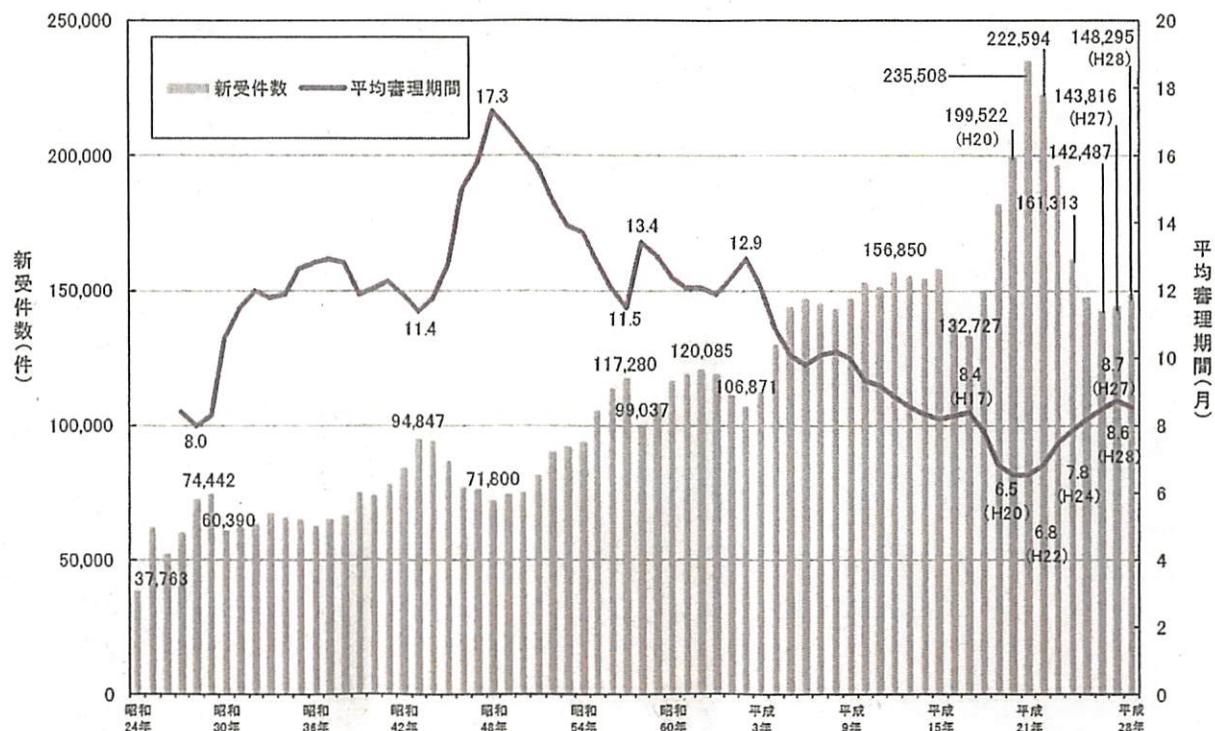
2 地方裁判所における民事第一審訴訟事件の概況及び実情

2. 1 民事第一審訴訟事件等の概況

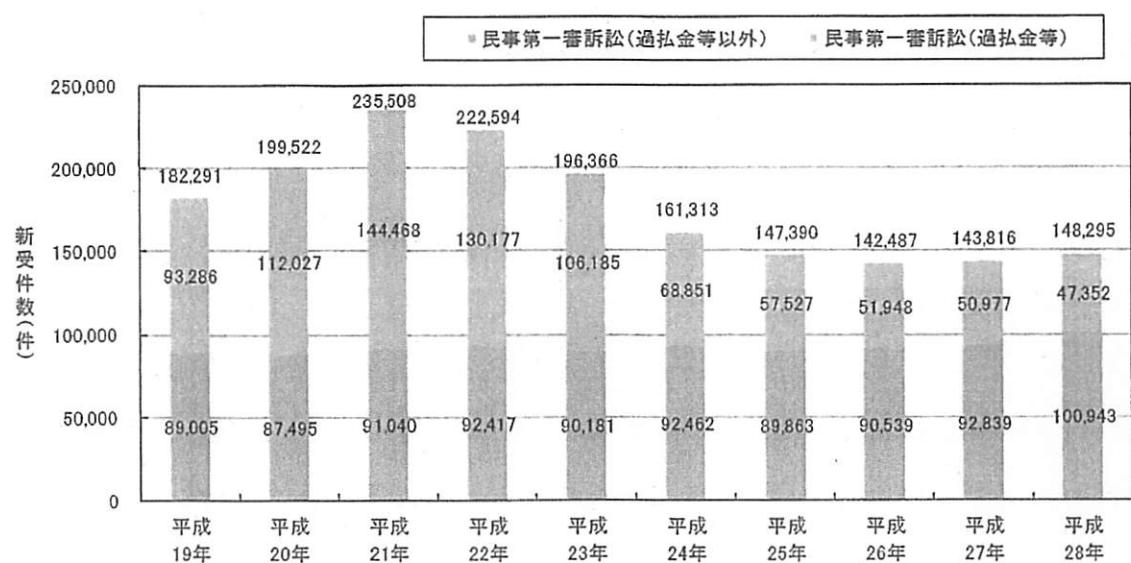
2. 1. 1 民事第一審訴訟事件全体の概況

民事第一審訴訟事件（全体）²の新受件数は、減少傾向が続いていたが、平成27年及び平成28年は若干増加した。これは、過払金等事件（「金銭のその他」）の新受件数の減少が緩やかになったこと等によるものである³（【図1】【図2】）。

【図1】新受件数及び平均審理期間の推移(民事第一審訴訟(全体))

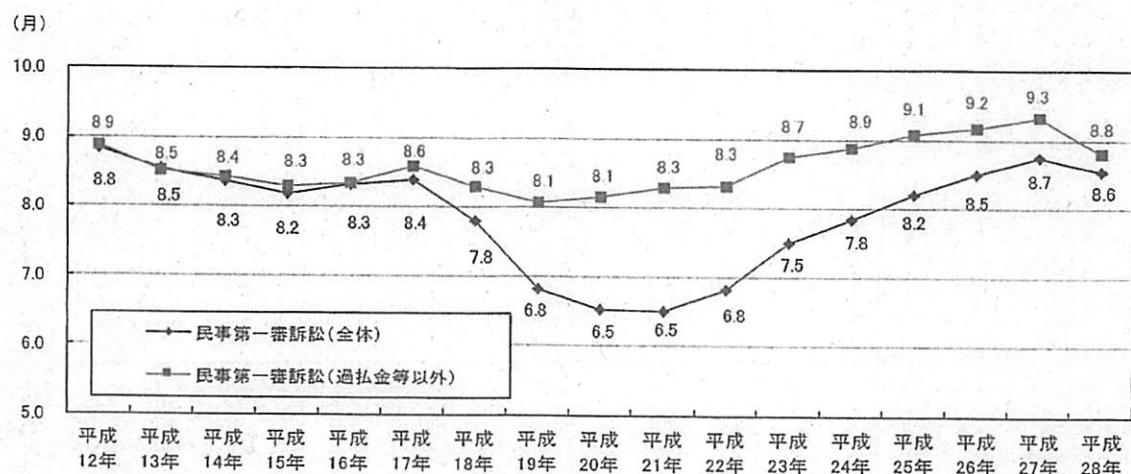


【図2】新受件数の推移(民事第一審訴訟(過払金等)及び民事第一審訴訟(過払金等以外))



平均審理期間⁴を見ると、民事第一審訴訟事件（全体）についても、過払金等事件以外の民事第一審訴訟事件についても、若干短縮しているが（【図3】），争点整理期間は若干長くなっている（平均争点整理期日回数が、前回（以下、前回の第6回報告書公表時の平成26年データを引用する場合、単に「前回」とだけ言及するものとする。）は全体で2.5回、過払金等事件以外で2.9回であったのが、いずれも若干増加した（【表4】）。）。

【図3】平均審理期間の推移（民事第一審訴訟（全体）及び民事第一審訴訟（過払金等以外））



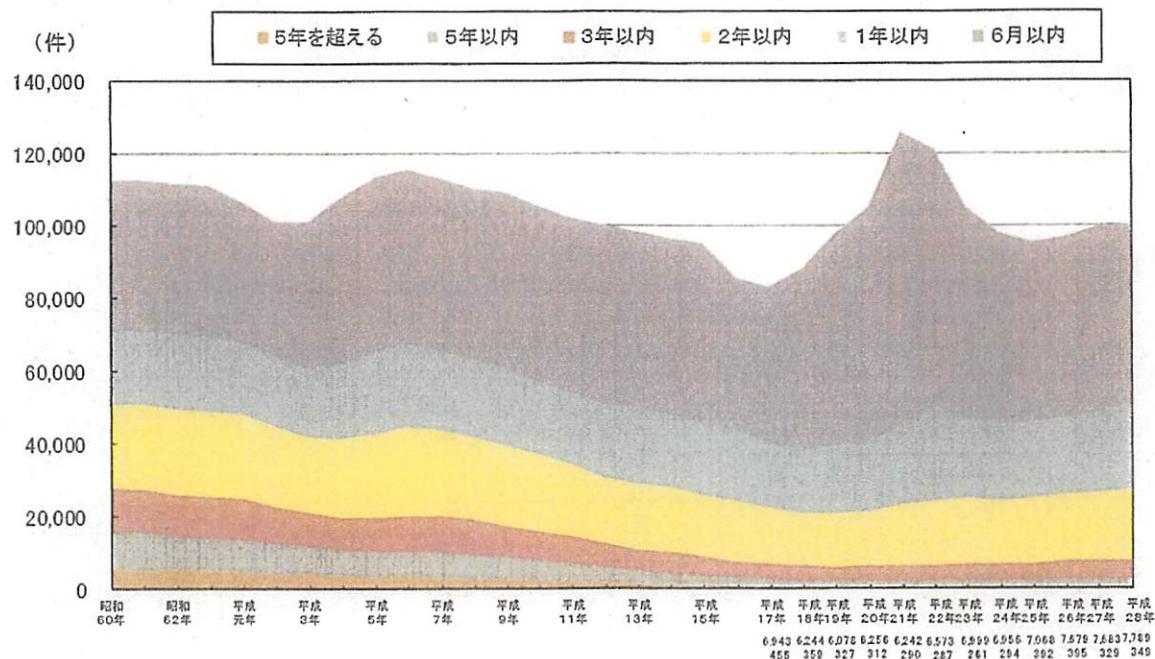
【表4】平均期日回数及び平均期日間隔
(民事第一審訴訟(全体)及び民事第一審訴訟(過払金等以外))

事件の種類	民事第一審訴訟 (全体)	民事第一審訴訟 (過払金等以外)
平均期日回数	4.7	4.9
うち平均口頭弁論 期日回数	2.0	1.9
うち平均争点整理 期日回数	2.7	3.0
平均期日間隔(月)	1.8	1.8

⁴ 平均審理期間は、従来から、1事件ごとの実数値の平均ではなく、審理期間の区分ごとに設定された代表値（基本的には、各区分の中間値が代表値とされており、例えば、民事第一審訴訟事件の既済事件については、1月以内から5年超まで10段階に区分されており、1月以内の代表値は0.5月となる。）に、各区分ごとに集計された事件数を乗じたものの総合計を事件総数で除することにより算出されており、本報告書においても、この方式によっている。一例として、3月超6月以内の事件が4件、6月超1年以内の事件が5件、1年超2年以内の事件が1件の場合を想定すると、平均審理期間は、「(4.5月×4件+9月×5件+18月×1件)÷10件」で算出され、8.1月となる。

係属期間が2年を超える事件数については、平成26年（7679件）から増加している（【図5】）。

【図5】未済事件の係属期間別事件数の推移（民事第一審訴訟（全体））



※ 年度の下の数値は上が係属期間が2年を超える事件の、下が係属期間が5年を超える事件の数である。

民事第一審訴訟事件（全体）の終局区分別の事件割合については、判決又は取下げで終局した事件の割合（前回はそれぞれ43.6%，18.5%）が減少した一方で、和解で終局した事件の割合（前回は34.5%）が増加した。なお、過払金等事件以外で見ると、対席判決で終局したのは既済件数全体の3割弱（判決で終局した5割弱の事件のうち、対席判決によるものが6割弱）となっている。（【表6】）

【表6】終局区分別の既済件数及び事件割合
(民事第一審訴訟(全体)及び民事第一審訴訟(過払金等以外))

事件の種類	民事第一審訴訟 (全体)	民事第一審訴訟 (過払金等以外)
既済件数	148,016	99,500
判決	61,323	45,425
うち対席(%は判決に対する割合)	36,803 60.0%	26,098 57.5%
和解	52,957	34,520
取下げ	23,683 16.0%	10,957 11.0%
それ以外	10,053 6.8%	8,598 8.6%

その余の主な統計データ（審理期間別の既済件数及び事件割合、人証調べ実施率及び平均人証数）について、前回から大きな変化は見られない（【表7】【表8】）。

【表7】 審理期間別の既済件数及び事件割合
(民事第一審訴訟(全体)及び民事第一審訴訟(過払金等以外))

事件の種類	民事第一審訴訟 (全体)	民事第一審訴訟 (過払金等以外)
既済件数	148,016	99,500
6月以内	84,526 57.1%	55,177 55.5%
6月超1年以内	29,845 20.2%	19,296 19.4%
1年超2年以内	24,903 16.8%	18,587 18.7%
2年超3年以内	6,259 4.2%	4,661 4.7%
3年超5年以内	2,130 1.4%	1,564 1.6%
5年を超える	353 0.2%	215 0.2%

【表8】 人証調べ実施率及び平均人証数
(民事第一審訴訟(全体)及び民事第一審訴訟(過払金等以外))

事件の種類	民事第一審訴訟 (全体)	民事第一審訴訟 (過払金等以外)
人証調べ実施率	14.6%	16.6%
平均人証数	0.4	0.4
うち平均証人数	0.1	0.1
うち平均本人数	0.3	0.3
人 証 調 べ 実 施 事 件	平均人証数 うち平均証人数 うち平均本人数	2.7 0.9 1.8

2. 1. 2 個別の事件類型の概況

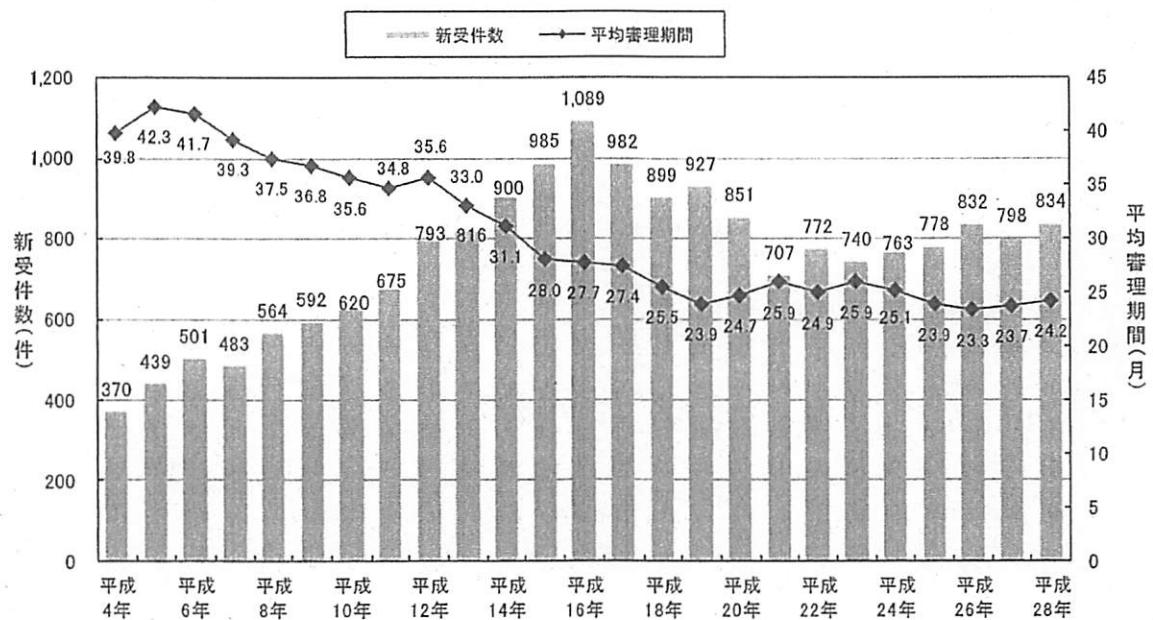
2. 1. 2. 1 医事関係訴訟の概況

医事関係訴訟の新受件数は、平成 21 年以降 700 件台で推移していたが、平成 26 年以降は年間 800 件前後となっている。平均審理期間は、争点整理期間が若干長期化した（平均争点整理期日回数が前回（8.8 回）より若干増加した（【表 9】）。）ことに伴って、平成 26 年より若干長期化している。（【図 10】）

【表9】 平均期日回数及び平均期日間隔
(医事関係訴訟及び民事第一審訴訟事件)

事件の種類	医事関係訴訟	民事第一審訴訟 (全体)	民事第一審訴訟 (過払金等以外)
平均期日回数	11.9	4.7	4.9
うち平均口頭弁論期日回数	2.5	2.0	1.9
うち平均争点整理期日回数	9.4	2.7	3.0
平均期日間隔(月)	2.0	1.8	1.8

【図10】 新受件数及び平均審理期間の推移(医事関係訴訟)



※ 平成16年までの数値は、各庁からの報告に基づくものであり、概数である。

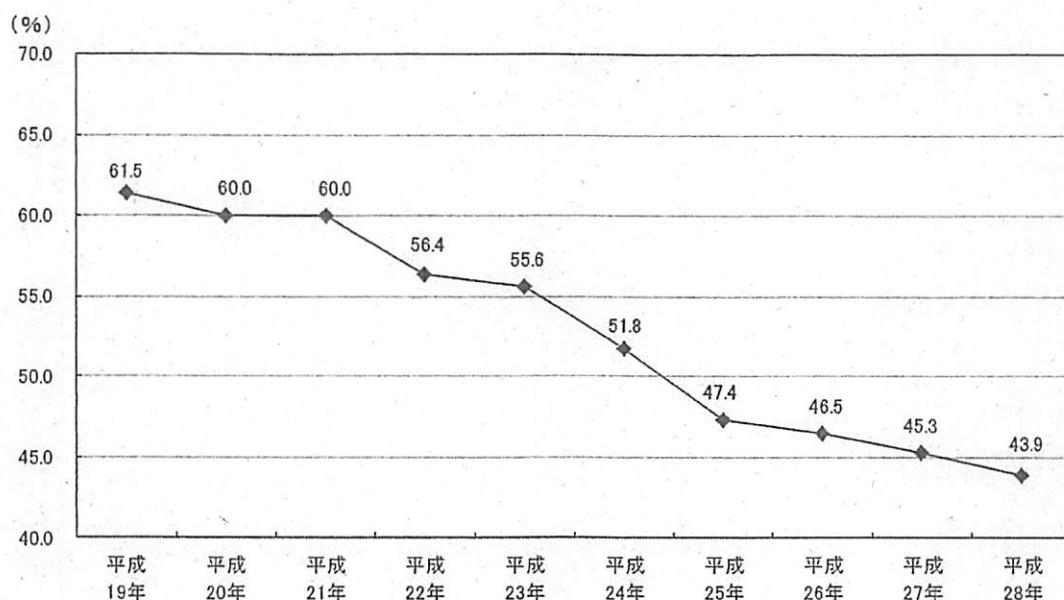
人証調べを実施して判決で終局した事件について見ると、前回とは異なり、人証調べ開始前の争点整理期間が長くなったことで、合計の平均審理期間も平成26年より長期化している（【図11】）。

【図11】人証調べを実施して判決で終局した事件の手続段階別平均期間の推移（医事関係訴訟）



また、人証調べ実施率及び鑑定実施率については減少傾向が続いている（【図12】【表13】）。

【図12】人証調べ実施率の推移(医事関係訴訟)



【表13】鑑定実施件数及び鑑定実施率
(医事関係訴訟及び民事第一審訴訟事件)

事件の種類		医事関係訴訟	民事第一審訴訟 (全体)	民事第一審訴訟 (過払金等以外)
鑑定	実施件数	58	731	579
	実施率	7.7%	0.5%	0.6%

その余の主な統計データ（審理期間別の既済件数及び事件割合、終局区分別の既済件数及び事件割合）について、前回から大きな変化は見られず、民事第一審訴訟事件と比べて、審理期間が2年を超える事件の割合⁵や、和解で終局した事件の割合が高い水準にあることも、前回と同様である（【表14】【表15】）。

【表14】審理期間別の既済件数及び事件割合
(医事関係訴訟及び民事第一審訴訟事件)

事件の種類	医事関係訴訟	民事第一審訴訟 (全体)	民事第一審訴訟 (過払金等以外)
既済件数	749	148,016	99,500
平均審理期間(月)	24.2	8.6	8.8
6月以内	80 10.7%	84,526 57.1%	55,177 55.5%
6月超1年以内	98 13.1%	29,845 20.2%	19,296 19.4%
1年超2年以内	258 34.4%	24,903 16.8%	18,587 18.7%
2年超3年以内	185 24.7%	6,259 4.2%	4,661 4.7%
3年超5年以内	107 14.3%	2,130 1.4%	1,564 1.6%
5年を超える	21 2.8%	353 0.2%	215 0.2%

【表15】終局区分別の既済件数及び事件割合
(医事関係訴訟及び民事第一審訴訟事件)

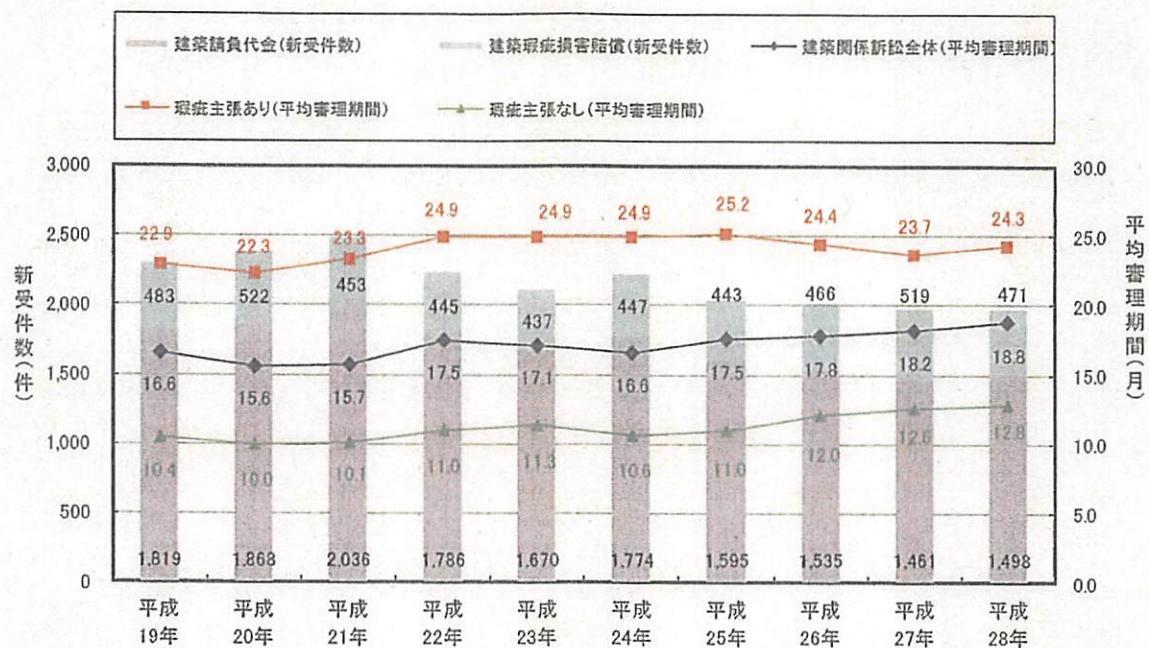
事件の種類	医事関係訴訟	民事第一審訴訟 (全体)	民事第一審訴訟 (過払金等以外)
判決	262 35.0%	61,323 41.4%	45,425 45.7%
うち対席 (%は判決に対する割合)	259 98.9%	36,803 60.0%	26,098 57.5%
和解	399 53.3%	52,957 35.8%	34,520 34.7%
取下げ	38 5.1%	23,683 16.0%	10,957 11.0%
それ以外	50 6.7%	10,053 6.8%	8,598 8.6%

⁵ 審理期間が2年を超える事件の割合は、「2年超3年以内」、「3年超5年以内」及び「5年を超える」の各欄に記載された割合を足し合わせる方法によって求めている。複数の審理期間区分を通じて割合を求める際、このような方法によることは、以下、特に断らない限り、本報告書において同様である。

2. 1. 2. 2 建築関係訴訟の概況

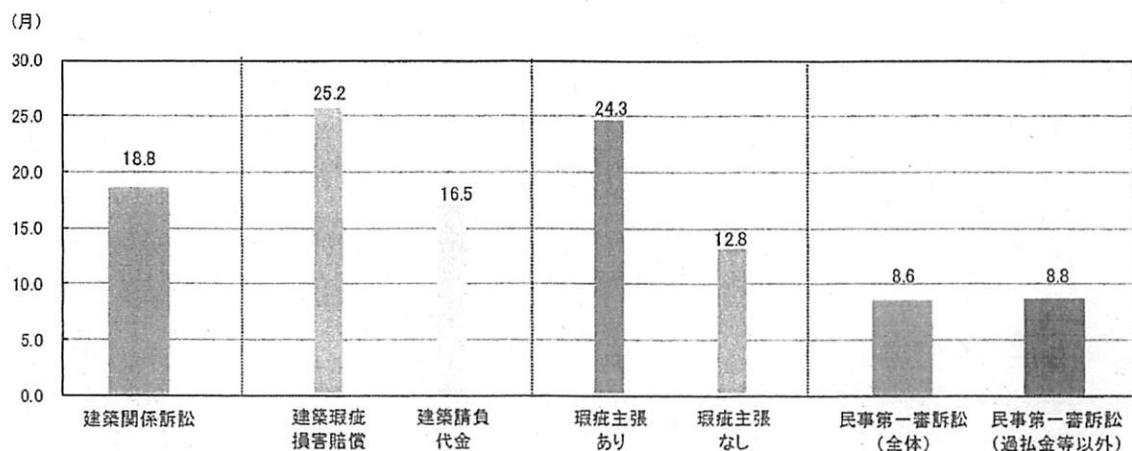
建築関係訴訟⁶の新受件数は、平成26年より若干減少しているが、同年と比べて、①比較的審理が長期化しやすい瑕疵主張のある建築関係訴訟が建築関係訴訟全体に占める割合（前回は46.3%）が5.6%増加したこと、②瑕疵主張のない建築関係訴訟で平均審理期間が長期化したこと等の影響で、建築関係訴訟全体の平均審理期間は、1.0月長期化した（【図16】【図17】【表18】）。

【図16】新受件数及び平均審理期間の推移（建築関係訴訟）



⁶ 建築関係訴訟には、建築瑕疵損害賠償事件（建物建築の施工等に瑕疵があったとして損害賠償を求める事件）と建築請負代金事件（建物建築に関する請負代金等を請求する事件）がある。

【図17】平均審理期間(建築関係訴訟及び民事第一審訴訟事件)



【表18】審理期間別の既済件数及び事件割合(建築関係訴訟及び民事第一審訴訟事件)

事件の種類	建築瑕疵損害賠償	建築請負代金	瑕疵主張あり	瑕疵主張なし	民事第一審訴訟(全体)	民事第一審訴訟(過払金等以外)
既済件数 (%は建築関係訴訟に対する事件割合)	533 26.2%	1,498 73.8%	1,054 51.9%	977 48.1%	148,016	99,500
平均審理期間(月)	25.2	16.5	24.3	12.8	8.6	8.8
6月以内	49 9.2%	452 30.2%	97 9.2%	404 41.4%	84,526 57.1%	55,177 55.5%
6月超1年以内	84 15.8%	244 16.3%	165 15.7%	163 16.7%	29,845 20.2%	19,296 19.4%
1年超2年以内	178 33.4%	461 30.8%	376 35.7%	263 26.9%	24,903 16.8%	18,587 18.7%
2年超3年以内	118 22.1%	218 14.6%	232 22.0%	104 10.6%	6,259 4.2%	4,661 4.7%
3年超5年以内	83 15.6%	109 7.3%	151 14.3%	41 4.2%	2,130 1.4%	1,564 1.6%
5年を超える	21 3.9%	14 0.9%	33 3.1%	2 0.2%	353 0.2%	215 0.2%

また、平均争点整理期日回数は、瑕疵主張のある建築関係訴訟で前回（10.0回）より減少した一方で、瑕疵主張のない建築関係訴訟で前回（4.3回）より増加し、後者の点は、上記②の長期化にも影響したと考えられる（【表19】）。

【表19】平均期日回数及び平均期日間隔
(建築関係訴訟(調停に付された事件を除く)及び民事第一審訴訟事件)

事件の種類	建築瑕疵 損害賠償	建築請負代金	瑕疵主張あり	瑕疵主張なし	民事第一審訴訟 (全体)	民事第一審訴訟 (過払金等以外)
平均期日回数	12.7	8.4	12.3	7.2	4.7	4.9
うち平均口頭弁論 期日回数	2.7	2.4	2.7	2.3	2.0	1.9
うち平均争点整理 期日回数	10.0	6.0	9.5	4.9	2.7	3.0
平均期日間隔(月)	1.7	1.7	1.7	1.7	1.8	1.8

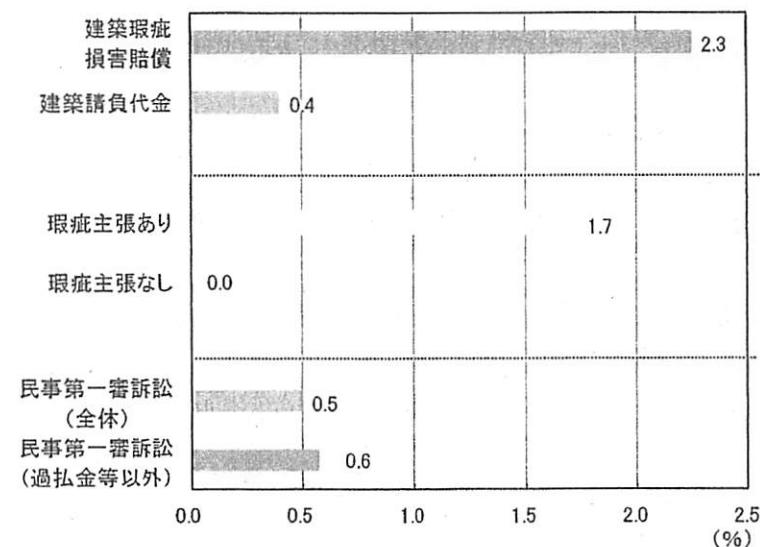
審理期間別の既済件数及び事件割合について、瑕疵主張のある建築関係訴訟において、6月以内の事件の割合が前回（8.6%）より増加した一方、審理期間が2年を超える事件の割合も前回（37.7%）より増加しており、民事第一審訴訟事件と比べて、審理期間が2年を超える事件の割合が高い水準にある（【表18】）。

鑑定実施率（瑕疵主張のある建築関係訴訟）は、平成18年以降で最も低い水準となっている（【図20】）。

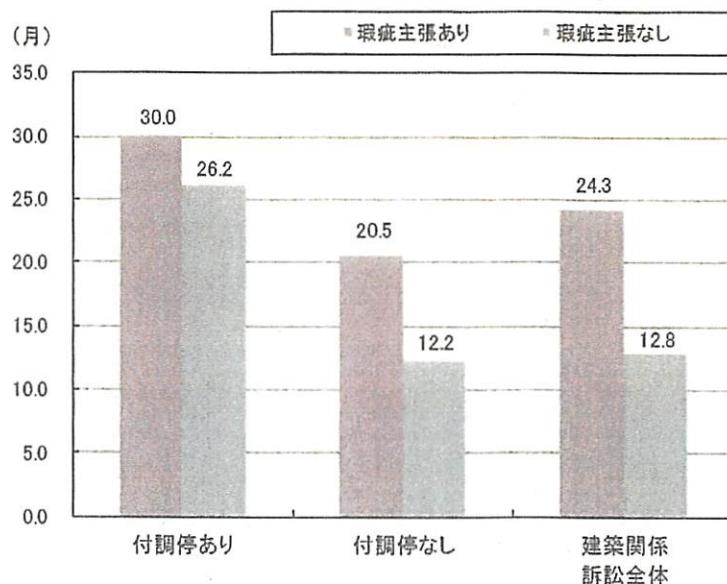
調停に付された瑕疵主張のある建築関係訴訟に係る平均審理期間は、前回（29.8月）より若干長期化した（【図21】）。

その他の主な統計データ（終局区分別の既済件数及び事件割合）について、前回から大きな変化は見られない（【表22】）。

【図20】鑑定実施率(建築関係訴訟及び民事第一審訴訟事件)



【図21】付調停の有無別の平均審理期間(建築関係訴訟)



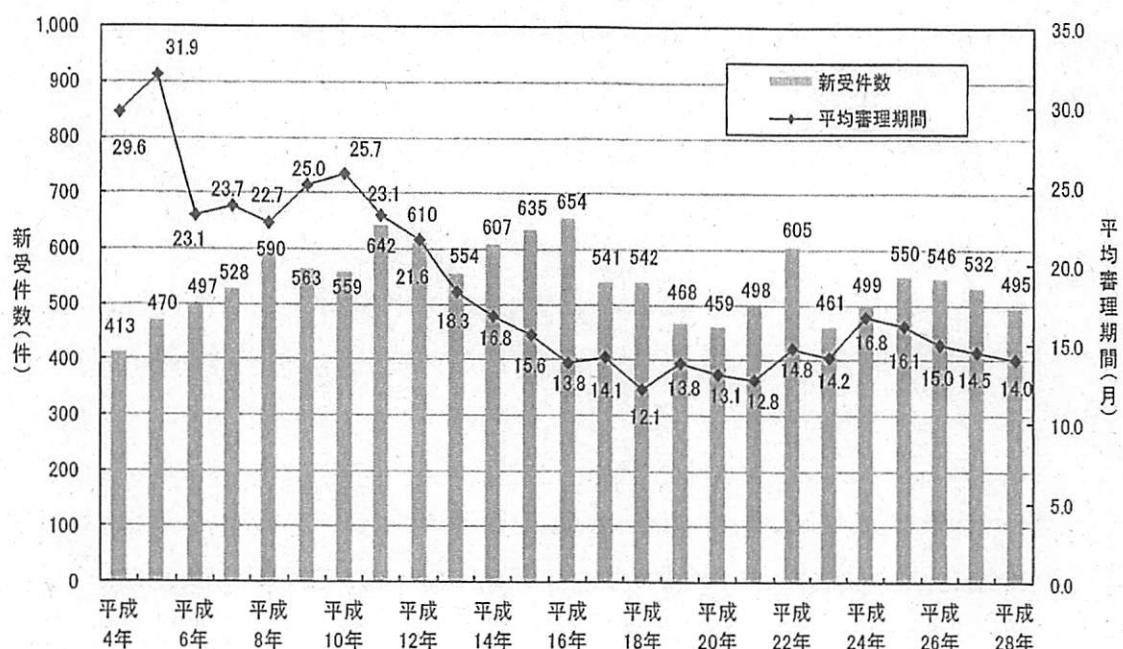
【表22】終局区分別の既済件数及び事件割合(建築関係訴訟及び民事第一審訴訟事件)

事件の種類	建築瑕疵 損害賠償	建築請負代金	瑕疵主張あり	瑕疵主張なし	民事第一審 訴訟(全体)	民事第一審訴訟 (過払金等以外)
判決	159 29.8%	522 34.8%	276 26.2%	405 41.5%	61,323 41.4%	45,425 45.7%
うち対席(%)は判決に対する割合)	149 93.7%	400 76.6%	265 96.0%	284 70.1%	36,803 60.0%	26,098 57.5%
和解	184 34.5%	651 43.5%	428 40.6%	407 41.7%	52,957 35.8%	34,520 34.7%
取下げ	176 33.0%	264 17.6%	320 30.4%	120 12.3%	23,683 16.0%	10,957 11.0%
それ以外	14 2.6%	61 4.1%	30 2.8%	45 4.6%	10,053 6.8%	8,598 8.6%

2. 1. 2. 3 知的財産権訴訟の概況

知的財産権訴訟⁷の新受件数は平成26年より減少した。平均審理期間は、同年と比べて短縮し、平成25年以降短縮傾向にある（【図23】）。

【図23】新受件数及び平均審理期間の推移(知的財産権訴訟)



※ 平成16年までの数値は、各庁からの報告に基づくものであり、概数である。

審理期間が6月以内の事件の割合（前回は25.5%）及び2年を超える事件の割合（前回は15.5%）が、前回よりいずれも減少した一方で、6月超2年以内の事件の割合が前回（58.9%）より増加した（【表24】）。

【表24】審理期間別の既済件数及び事件割合
(知的財産権訴訟及び民事第一審訴訟事件)

事件の種類	知的財産権訴訟	民事第一審訴訟 (全体)	民事第一審訴訟 (過払金等以外)
既済件数	538	148,016	99,500
平均審理期間(月)	14.0	8.6	8.8
6月以内	132 24.5%	84,526 57.1%	55,177 55.5%
6月超1年以内	144 26.8%	29,845 20.2%	19,296 19.4%
1年超2年以内	190 35.3%	24,903 16.8%	18,587 18.7%
2年超3年以内	57 10.6%	6,259 4.2%	4,661 4.7%
3年超5年以内	15 2.8%	2,130 1.4%	1,564 1.6%
5年を超える	0 0.0%	353 0.2%	215 0.2%

⁷ 知的財産権訴訟とは、事件票において「知的財産金銭」又は「知的財産」に区分される訴訟を指す。

その他、人証調べ実施率の増加（前回は10.7%）や人証調べを実施した事件における平均審理期間の短縮（前回は25.8月）といった点に前回からの変化が見られる（【表25】【表26】）。

その他の主な統計データ（訴訟代理人の選任状況、争点整理手続の実施件数及び実施率）について、前回から大きな変化は見られず、民事第一審訴訟事件と比べると、訴訟代理人の選任割合、争点整理手続実施率がいずれも顕著に高い水準であることは、前回と同様である（【表27】【表28】）。

【表25】人証調べ実施率及び平均人証数
(知的財産権訴訟及び民事第一審訴訟事件)

事件の種類	知的財産権訴訟	民事第一審訴訟 (全体)	民事第一審訴訟 (過払金等以外)
人証調べ実施率	13.4%	14.6%	16.6%
平均人証数	0.4	0.4	0.4
平均人証数 (人証調べ実施事件)	3.0	2.7	2.7

【表26】人証調べを実施した事件における平均審理期間及び平均人証調べ期間(知的財産権訴訟)

平均審理期間(月)	23.1
平均人証調べ期間(月)	0.2

【表27】訴訟代理人の選任状況
(知的財産権訴訟及び民事第一審訴訟事件)

事件の種類	知的財産権訴訟	民事第一審訴訟 (全体)	民事第一審訴訟 (過払金等以外)
双方に 訴訟代理人	421 78.3%	64,190 43.4%	46,263 46.5%
原告側のみ 訴訟代理人	64 11.9%	55,582 37.6%	31,055 31.2%
被告側のみ 訴訟代理人	35 6.5%	4,389 3.0%	3,035 3.1%
本人による	18 3.3%	23,855 16.1%	19,147 19.2%

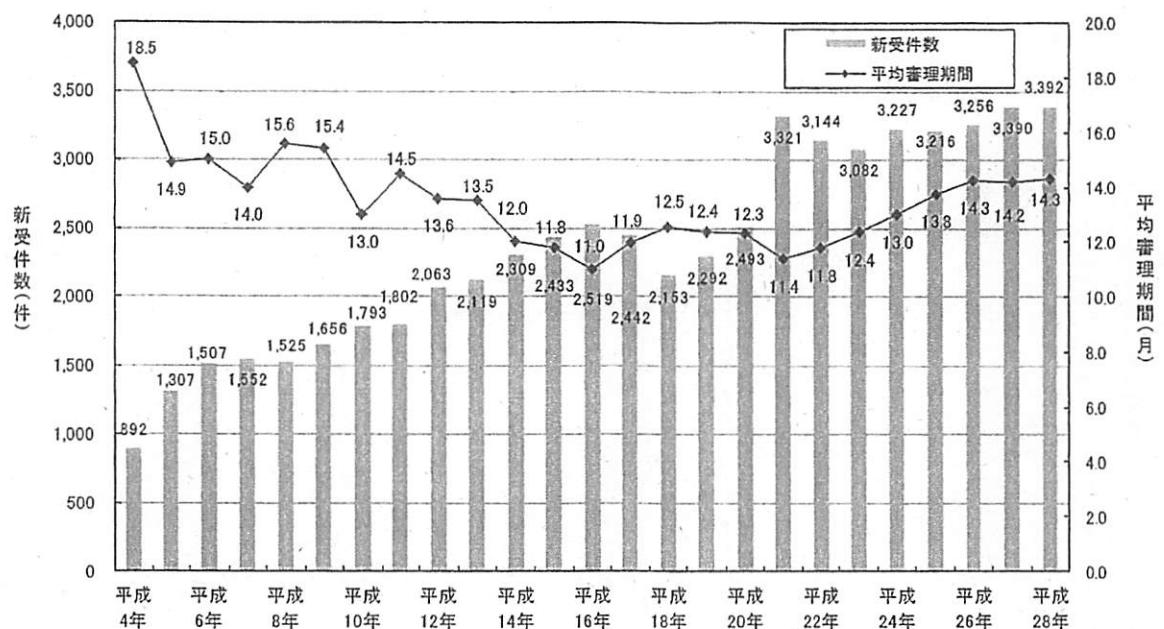
【表28】争点整理手続の実施件数及び実施率
(知的財産権訴訟及び民事第一審訴訟事件)

事件の種類	知的財産権訴訟	民事第一審訴訟 (全体)	民事第一審訴訟 (過払金等以外)
争 点 統 整 理	実施件数 434	59,614	43,196
	実施率 80.7%	40.3%	43.4%

2. 1. 2. 4 労働関係訴訟等の概況

労働関係訴訟⁸については、平成21年以降新受件数が高い水準で推移していることの影響もあって、平均審理期間が長期化傾向にある（【図29】）。

【図29】新受件数及び平均審理期間の推移（労働関係訴訟）



※ 平成16年までの数値は、各庁からの報告に基づくものであり、概数である。

審理期間別の事件割合について、6月以内の事件の割合は前回（21.7%）より減少し、民事第一審訴訟事件と比べると顕著に低い。これに対し、1年超2年以内の事件の割合は前回（38.3%）より若干減少したが、前回と同様、民事第一審訴訟事件と比べると顕著に高い（【表30】）。

【表30】審理期間別の既済件数及び事件割合
(労働関係訴訟及び民事第一審訴訟事件)

事件の種類	労働関係訴訟	民事第一審訴訟 (全体)	民事第一審訴訟 (遡払金等以外)
既済件数	3,400	148,016	99,500
平均審理期間(月)	14.3	8.6	8.8
6月以内	690 20.3%	84,526 57.1%	55,177 55.5%
6月超1年以内	1,013 29.8%	29,845 20.2%	19,296 19.4%
1年超2年以内	1,282 37.7%	24,903 16.8%	18,587 18.7%
2年超3年以内	329 9.7%	6,259 4.2%	4,661 4.7%
3年超5年以内	74 2.2%	2,130 1.4%	1,564 1.6%
5年を超える	12 0.4%	353 0.2%	215 0.2%

⁸ 労働関係訴訟とは、事件票において「労働金銭」又は「労働」に区分される訴訟を指す。

また、終局区分別の事件割合について、判決で終局した事件の割合が前回（32.0%）より減少したのに対し、和解で終局した事件の割合は前回（53.7%）より増加した。民事第一審訴訟事件と比べると、和解で終局した事件の割合が高い点は、前回と同様である（【表31】）。

【表31】終局区分別の既済件数及び事件割合
(労働関係訴訟及び民事第一審訴訟事件)

事件の種類	労働関係訴訟	民事第一審訴訟 (全体)	民事第一審訴訟 (過払金等以外)
判決	883 26.0%	61,323 41.4%	45,425 45.7%
うち対席 (%は判決に対する割合)	831 94.1%	36,803 60.0%	26,098 57.5%
和解	2,090 61.5%	52,957 35.8%	34,520 34.7%
取下げ	291 8.6%	23,683 16.0%	10,957 11.0%
それ以外	136 4.0%	10,053 6.8%	8,598 8.6%

なお、労働審判事件に係る終局事由別の事件割合について、調停成立で終局した事件の割合は前回（67.9%）より増加し、労働審判で終局した事件の割合は前回（18.6%）より減少している（【表32】）。労働審判事件の平均審理期間は、前回（79.5日）より若干短縮した（【表33】）。

【表32】終局事由別の既済件数及び事件割合(労働審判事件)

事件の種類	労働審判事件	労働審判	503
労働審判	503 14.3%		
調停成立	2,551 72.4%		
24条終了	128 3.6%		
取下げ	305 8.7%		
却下・移送等	37 1.0%		
うち異議申立てあり		316	
うち異議申立てなし		187	

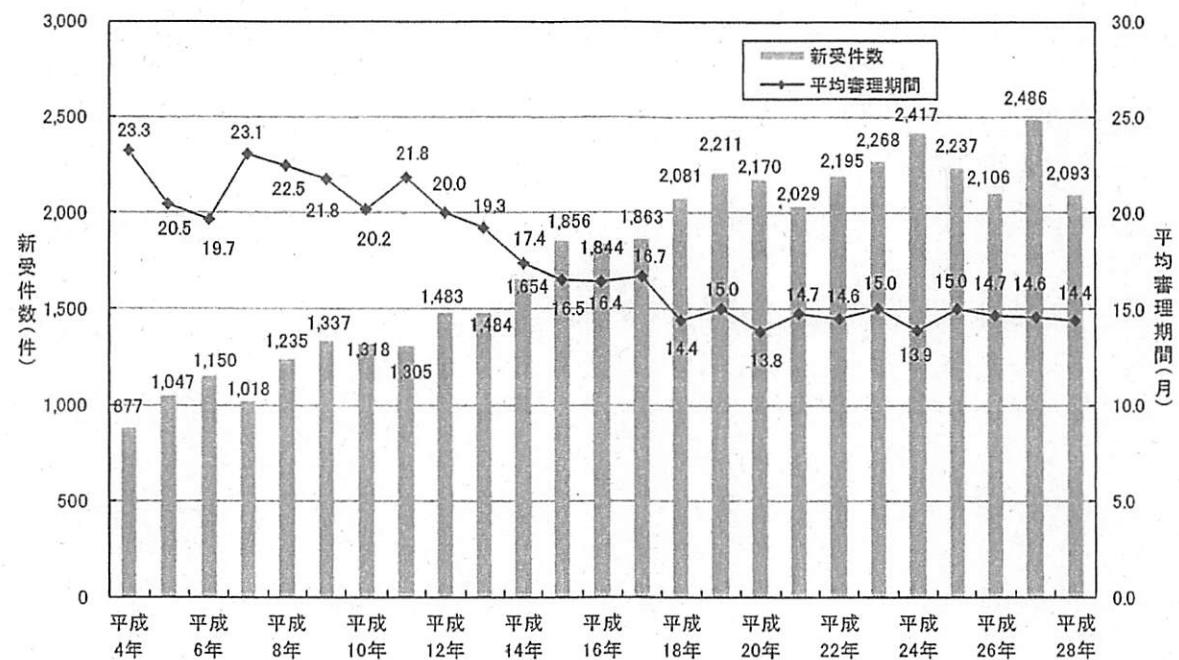
【表33】審理期間別の既済件数、事件割合及び平均審理期間
(労働審判事件)

事件の種類	労働審判事件
既済件数	3,524
平均審理期間(日)	79.1日
1月以内	96 2.7%
1月超2月以内	1,072 30.4%
2月超3月以内	1,271 36.1%
3月超6月以内	1,051 29.8%
6月超	34 1.0%

2. 1. 2. 5 行政事件訴訟の概況

行政事件訴訟⁹の新受件数及び平均審理期間は、ともに平成 18 年以降の推移の範囲内に収まっているが、平成 26 年と比べて平均審理期間が若干短縮した（【図 34】）。

【図 34】 新受件数及び平均審理期間の推移（行政事件訴訟）



当事者双方に訴訟代理人が選任された事件の割合は前回（61.6%）より 10.7% 減少し（【表 35】），人証調べ実施率は前回（28.9%）より 6.2% 減少し（【表 36】）。双方に訴訟代理人が選任された事件及び人証調べを実施した事件はいずれも平均審理期間が長い傾向にあること（【図 37】【表 38】）から、平均審理期間の短縮はこれらの事件割合の減少が影響したものと考えられる。

【表 35】 訴訟代理人の選任状況
(行政事件訴訟及び民事第一審訴訟事件)

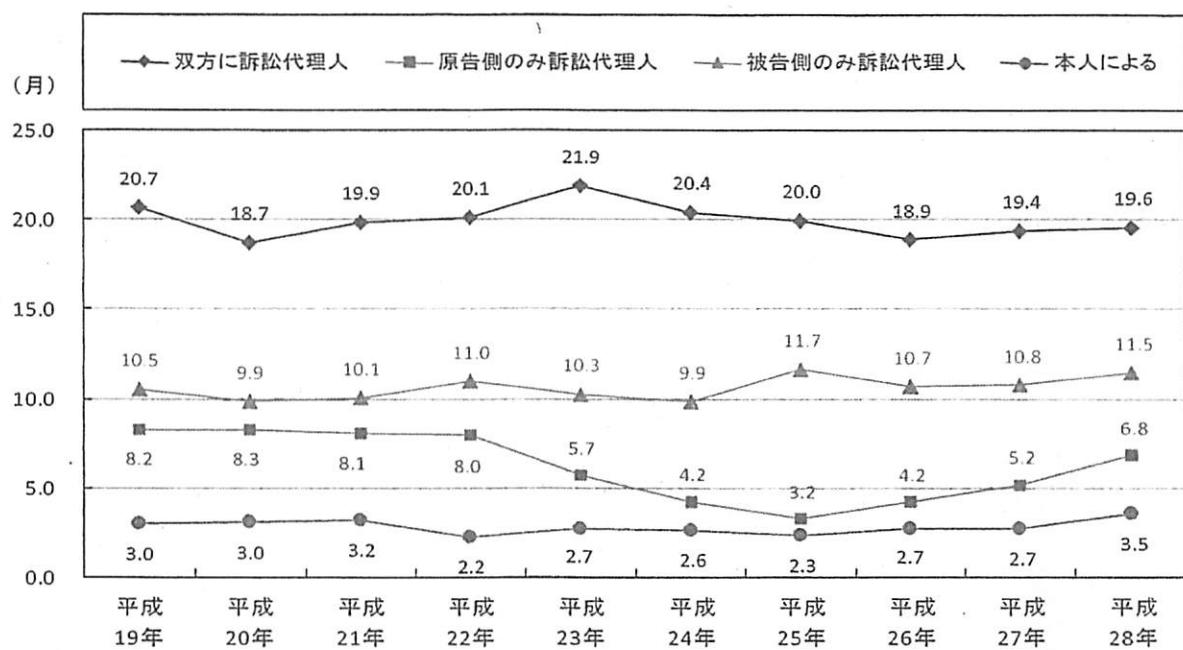
事件の種類	行政事件訴訟	民事第一審訴訟(全体)	民事第一審訴訟(過払金等以外)
双方に訴訟代理人	1,210 50.9%	64,190 43.4%	46,263 46.5%
原告側のみ訴訟代理人	98 4.1%	55,582 37.6%	31,055 31.2%
被告側のみ訴訟代理人	771 32.5%	4,389 3.0%	3,035 3.1%
本人による	296 12.5%	23,855 16.1%	19,147 19.2%

⁹ 行政事件訴訟とは、抗告訴訟（取消訴訟、不作為の違法確認訴訟、無効等確認訴訟、義務付け訴訟、差止訴訟）、当事者訴訟、民衆訴訟及び機関訴訟を指し、国又は地方公共団体を被告とする国家賠償請求訴訟を含まない。

【表36】人証調べ実施率及び平均人証数
(行政事件訴訟及び民事第一審訴訟事件)

事件の種類	行政事件訴訟	民事第一審訴訟 (全体)	民事第一審訴訟 (過払金等以外)
人証調べ実施率	22.7%	14.6%	16.6%
平均人証数	0.5	0.4	0.4
平均人証数 (人証調べ実施事件)	2.1	2.7	2.7

【図37】訴訟代理人選任状況別の平均審理期間の推移(行政事件訴訟)



【表38】人証調べを実施した事件における平均審理期間及び平均人証調べ期間(行政事件訴訟)

平均審理期間(月)	25.3
平均人証調べ期間(月)	0.6